

史』第二巻 p. 256。

- ㉙ 「学資金戸別人別配賦ノ概方」(明治5年11月15日木更津県達)『千葉県教育百年史』第三巻 p.4 参照。
- ㉚ 明治5年9月、葛飾郡流山村常与寺に「印旛官員共立学舎」と名づける模範小学校を設け、そこに管内の寺子屋・私塾の教師などを集め、新しい教授法の伝習を行なっている。共立学舎はやがて鴻ノ台小学校と改名し、その後、千葉県の成立とともに千葉町へ移り、千葉学校、千葉師範学校と発展していくのであるが、そうした教員養成の基礎をいち早くつくったということは印旛県の特色である。『千葉県教育百年史』第一巻 p. 23 参照。
- ㉛ 『千葉県教育百年史』第一巻 p. 132~133 参照。
- ㉜ 千葉県における「小学規則」(明治6年11月県達)『千葉県教育百年史』第三巻 p. 19。
- ㉝ 千葉県における「小学定制」(明治9年5月17日県達)『千葉県教育百年史』等三巻 p. 19。
- ㉞ 千葉県における「女児小学教則」(明治9年5月17日県達)『千葉県教育百年史』第三巻 p. 38。
- ㉟ 関口富左『女子教育における裁縫の教育史的研究』p. 250 引用。
- ㉟ 「公立天津学校女児小学教則」(明治12.10.8 校則改正伺書)『千葉県教育百年史』第三巻 p. 331。
- ㉞ 『千葉大学教育学部百年史』1981. p. 141 引用。
- ㉞ 千葉女子師範学校については、『千葉大学教育学部百年史』1981、『千葉県教育百年史』第一巻1983等を参照。
- ㉞ 拙稿「明治初年における渡辺辰五郎の裁縫教育」(『私学研修』No. 79 所収) 1978 を参照。
渡辺辰五郎については、『渡辺学園90年史』1981、『渡辺辰五郎翁伝』1928 等を始め、家庭科教育史・裁縫教育史関係の文献に数多くとりあげられているが、最近の研究として、岡通子「渡辺辰五郎の近代的裁縫教育」(『女性の自立と家政学』所収論文) 1981がある。
- ㉞ 朴沢三代治は、渡辺と並んで、女子教育の先覚者、一斎教授法の開発者といわれている。渡辺と同様に家庭科教育史関係の文献にとりあげられることが多いが、朴沢の創設した「松操学舎」や女子教育の先覚者としての朴沢を研究した論文として、前掲の千葉昌弘「明治初期宮城県の女子教育(初代)朴沢三代治」(『仙台大学紀要』第8集所収 1976) は、極めて注目される。

- ⑫ この点について、深谷氏は「よりよい母となるために、高度の一般教育を与える必要があるということは思想的に飛躍があり、女子教育に対する深い洞察と高い理想とからなされたものではない」と指摘している。深谷昌志『良妻賢母主義の教育』増補版、1981、p. 45～46 参照。
- ⑬ 明治8年3月、文部省は東京女子師範学校の設置を布達した。その後、8年に石川（金沢）、明治9年には岡山、石川（富山）に開校され、女子生徒数は通計 463名。明治10年には石川（福井）と愛媛（高松）の2校、11年には、千葉、山梨（甲府）、高知、鳥取、島根（松江）、青森（弘前）、徳島、鹿児島に設立された。尚、女子師範学校の学期は東京の3年半が最も長く、千葉、高知は3年、山梨、鹿児島は2年半、島根は1年で他は2年であった。桜井役『女子教育史』1943、p. 40～41 参照。
- ⑭ 明治3年設立のフェリス女学院（横浜）を始めとして、13年までに米国系のミッション系女学校が横浜、長崎、大阪、神戸、京都、下関、等に創立されている。東京では、プロテスタント系の桜井女学校などが創設されたほかに、一般女子教育施設として、跡見女学校、外国语学校である神田の共立学校など、多数創設されたが規模は小さいものであった。
- 桜井役『女子教育史』1943、p. 32～33 参照。
- ⑮ 『学制』第21章『明治以降教育制度発達史』第一巻 p. 282。
- ⑯ 『学制』第26章『明治以降教育制度発達史』第一巻 p. 283。
- ⑰ 『文部省日誌』（明治11年 第2号～5号）所収、東京府小学教則女子尋常科「和歌山県公立小学校教則」より引用。
- ⑱ 「学制」当時の「手芸」については、主として常見育男『家庭科教育史』p. 142～143 を参考にした。
- ⑲ 「小学教則」および「女児小学教則」についての詳しい分析は、深谷昌志『良妻賢母主義教育』や、関口富左『女子教育における裁縫の教育史的研究』にみることができる。ここでは主に深谷氏の分析によった。
- ⑳ 女紅場に関する研究としては、坂本清泉、坂本智恵子氏による一連の「女紅場の研究」がある。最近の研究としては、水野真知子「女子教育史における女紅場」（立教大学文学部教育学科『年報23』、1980）があり、とくに京都府の市郡女紅場を中心としてまとめたものである。このほか、神津善三郎『教育哀史』1974で長野県の女紅場について少し触れられている。
- ㉑ 『日本近代教育教育百年史』第三巻（学校教育1）1974、p. 610～621 参照。
- ㉒ 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』の調査による。p. 51～52 参照。
- ㉓ 千葉昌弘「明治初期宮城県の女子教育と朴沢三代治」（『仙台大学紀要』第8集所収 1976）p. 19 引用。
- ㉔ 『文部省第五年報』所収「秋田県学事巡視功程」p. 20 引用。
- ㉕ 『文部省日誌』（明治11年 第3号）所収「長崎県女児小学教則」引用。
- ㉖ 「教育令」（明治12年9月29日布告）第3条の規定である。『明治以降教育制度発達史』第二巻 p. 162。
- ㉗ 「小学校教則綱領」（明治14年5月4日文部省達）第23条の規定である。『明治以降教育制度発達

1900 (明治33)	57	・「裁縫掛図」刊行。
1902 (明治35)	59	・第1回教員養成講習会を開く。その後、毎年開催。 ・東京府教育展覧会へ小学校裁縫用掛図・普通裁縫教授書・婦人改良服数種を出品。 知事より感謝状を受く。
1903 (明治36)	60	・7月より1ヶ月間、第1回洋服講習会を開く。その後毎年開催。
1907 (明治40)	64	・3月より裁縫教授法研究会を毎月一回開催。 4月、始めて研究生を置く。裁縫教員志望者のために師範科を設置。 ・5月26日、腎臓病にて永眠。 ・「新裁縫教科書」(遺稿) 41年5月刊。

注)『渡辺辰五郎翁伝』・『創立六十年史』より作成

註

- ① 「学事奨励に関する被仰出書」の一節である。『明治以降教育制度発達史』第一巻 p. 276～277
- ② 常見育男『家庭科教育史』(初版) 1959、p. 22より引用。
- ③ 『女大学』や女子教育の内容については、主として石川松太郎『女大学集』1977 を参考にした。
ほかに『日本教科書大系往来編』第15巻(女子用) 1973 等を参照。なお、江戸時代の女子教育の内容について詳しい分析と女子教育思想を明らかにした研究として、関口富左『女子教育における裁縫の教育史的研究』、前掲の常見育男『家庭科教育史』等がある。
- ④ 常見育男『家庭科教育史』p. 24～25、『長野県教育史』第5巻(教育課程二) 1074、p. 807～808 等を参照。
- ⑤ 常見育男『家庭科教育史』p. 55. p. 58 より引用
- ⑥ 寺子屋については、主として石川謙『寺子屋』1960 を参考にした。ほかに前掲『日本教科書大系』、石川松太郎『藩校と寺子屋』1978 を参照。
- ⑦ 石川謙氏の調査による。『寺子屋』では、各地における寺子屋開業の趨勢や寺子数などの詳しい調査結果が報告されている。
- ⑧ 関口富左『女子教育における裁縫の教育史的研究』1980 序論より引用。
- ⑨ 「学制」に関する一連の文書のなかに、「後來ノ目的ヲ期シ當今着手ノ順序ヲ立ル如左」というものがあるが、これは文部省が「学制」の立案にあたって日本の教育を今後どのように進めてゆくかの基本方針をまとめたものである。『明治以降教育制度発達史』第一巻 p. 342～343
- ⑩ 明治4年11月、津田梅子、吉益亮子、上田貞子、山川捨松、永井繁子、5名の米国留学。福地重孝『近代日本女性史』1963、p. 32 参照。
- ⑪ 明治4年に新しい時代の女子教育の中心機関として設けられた日本最初の官立女学校。教科として、習字、作文、唱歌のほか数学、英語を加え、一般教養として動物、植物、金石、物理、化学、歴史、文法、地理といった広範囲なものであった。『近代教育史事典』p. 421 参照。

1878 (明治11)	35	<ul style="list-style-type: none"> ・6月、長南小学の助教に昇進。 ・市原郡鶴舞小学校でも、女子の入学を促進するために裁縫科を置き、11月から渡辺が兼務する。
1879 (明治12)	36	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉女子師範学校長・那珂通世の推挙によって女子師範学校の教師補となる。 ・千葉市で自炊生活。
1880 (明治13)	37	<ul style="list-style-type: none"> ・5月「普通裁縫教授書」(上中下3冊本)刊行。 ・この年、又「普通裁縫算術書」刊行。
1881 (明治14)	38	<ul style="list-style-type: none"> ・那珂通世が、東京女子師範学校長に就任したことにより、5月、千葉女子師範学校を辞職し、東京女子師範学校(後の東京女子高等師範学校)の裁縫科雇用教員となる。 ・19年までの間、将来裁縫界の重鎮となった矢田部順子、神田順子、竹内豊子、その他の人々を教育する。 ・本郷区湯島4丁目3番地に私塾「和洋裁縫伝習所」を開設。(自宅)
1882 (明治15)	39	<ul style="list-style-type: none"> ・女子の改良服を考案。 ・「たちぬひのをしへ」刊行。(全文仮名書きの裁縫書)
1883 (明治16)	40	<ul style="list-style-type: none"> ・7月、文部省御用掛拝命。准判任官の取扱。
1884 (明治17)	41	<ul style="list-style-type: none"> ・「和洋裁縫伝習所」の校舎を本郷区東竹町25番地に移転。
1885 (明治18)	42	<ul style="list-style-type: none"> ・4月30日、文部省より女子師範学校裁縫科教員の免許状を受領す。
1886 (明治19)	43	<ul style="list-style-type: none"> ・2月、東京女子師範学校辞職、4月、総務局雇員となる。 ・3月、宮川保全外数氏の賛助を得、共立女子職業学校を設立し、和洋裁縫伝習所内にこれを置く。 ・共立女子職業学校に私立学校設置認可(8月)。服部一三校長となる。神田区錦町に校舎移転(9月)
1887 (明治20)	44	<ul style="list-style-type: none"> ・巖本善治、山田美妙、元田直、諸氏と改良服について議論を戦わし、実物を世に示して好評を受く。 ・共立女子職業学校の校舎を神田区一ツ橋に移転。 ・私塾の方は、生徒数50名を集めて洋服の裁縫を教える。仕立物の注文も受け、夫人も協力。
1892 (明治25)	49	<ul style="list-style-type: none"> ・「和洋裁縫伝習所」を「東京裁縫女学校」と改称。
1896 (明治29)	53	<ul style="list-style-type: none"> ・2月、共立女子職業学校を辞職し、「東京裁縫女学校」に専念。 ・「東京裁縫女学校」・各種学校として認可される。
1897 (明治30)	54	<ul style="list-style-type: none"> ・3月「裁縫教授書」(和装3冊)刊行。
1898 (明治31)	55	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人改良服裁縫指南」刊行。

さらに、渡辺の裁縫教育活動の土壤であった千葉県の女子教育についても、今回はその概観を述べるにとどまったが、今後具体的史料にあたりながら考察を深めたいと思っている。それが、明治初期における千葉県の女子教育（裁縫教育）の発展に、渡辺辰五郎が果した意義と役割をより明らかにすることができるものと考えるからである。

渡辺辰五郎 年譜

年号	年令	事項
1844 (弘化元)	1	・8月8日、上総国埴生郡長南町（今の千葉県長生郡長南町）に生まれる。辰年に生まれた5人目ということで辰五郎と命名。
1848 (嘉永1)	5	・家計が苦しく、兄弟分かれて、妹2人は他家の養女に、辰五郎は叔父の家に引き取られる。
1854 (安政元)	11	・叔父が生計をたてるために江戸に上京。そのため、長南町の生家に帰る。父も上京中で、孤独生活に苦しむ。（2年間続く）
1856 (安政3)	13	・父・叔父共に江戸より帰郷。 ・はじめて寺子屋に入り、読書・習字・算術の三科を学修。
1857 (安政4)	14	・母は2人目の妹を出産後、その肥立ちが悪く、39才で亡くなる。
1859 (安政6) 1867 (慶応3)	16 15 24	・4月3日、叔父に伴われ上京し、日本橋区田所町の仕立屋・鳥居清吉方に、8年の年期奉公で住みこむ。徒弟奉公で辛苦を味わう。 ・夏の夜の夜業のない時だけの学修を許され、田所町新道の手習算盤師匠に通う。月謝の3百文は、反物の織出しを襷につくり、これを売って得る。
1868 (明治元)	25	・1年間の御礼奉公をすませて郷里に帰り、家督相続をする。 4月から、近所の子女を集めて、裁縫教授を始め、傍ら、仕立物の看板をかかげる。江戸でも珍らしい洋服屋ということで大繁昌する。
1869 (明治2)	26	・4月28日、同町の藍野友右衛門の二女、邦子（嘉永3年8月生）と結婚。
1870 (明治3)	27	・家業は呉服、簾箭、火鉢、膳、椀などを売る傍ら、仕立屋をする。
1871 (明治4)	28	・茂原市場で、太物の商売を開く。
1874 (明治7)	31	・学制頒布で長南町にも小学校設置。女子の入学を促すため、裁縫科が設けられ、授業生試補の肩書で教員となる。 ・竹で雛形尺（縮尺）を作り、小学校の授業で使用。雛形の発明により、裁縫界に利便を与える。 ・自宅での裁縫教授は夫人が担当。
1877 (明治10)	34	・「裁縫掛図」刊行。この図が県庁から文部省に提出され、後に教育博物館に出陳された。裁ち方図によって、裁縫を一斉教授する嚆矢。（7年頃よりはじめられた）

中学校の総理となつたが、江戸で良家の娘たちに裁縫を教えていた渡辺辰五郎が郷里の千葉県に帰つており、その裁縫のやり方は上品で教え方は合理的だというので抜擢をして、千葉女子師範学校の教師として迎えたのである」^⑩

なお、千葉女子師範学校の創立は明治10年であるが、10年10月の教則（教科課程）をみると、3か年の修学期間を1級から6級までの6期にわけているが、各級とも裁縫は必修である。

また、明治12年には、修学期間が4年間に改訂されるが、第8期（8級）を除いては、同じく裁縫は必修となっている。^⑪

そして、この千葉女子師範において裁縫教科を担当したのが、前記引用にみるごとく渡辺辰五郎なのであった。

渡辺は、拙論——1978年『私学研修』に発表——で述べたごとく、^⑫ 明治維新前10年に千葉で生まれ、13歳にして寺子屋に学び、その後、物情騒然たる江戸で9年間の仕立屋修業をすごすことになる。それはきわめて厳しい徒弟奉公であったが、刻苦勉励して25歳にして和裁の技術のほとんどすべてを身につけたのであった。したがって彼は、おそらく日本人の衣生活における革命的变化ともいえる和服から洋服への転換の時期に、その伝統的な和裁技術と、体系的な習練方法とを身につけて遭遇したのである。

ここに彼が、近代的な学校教育における裁縫教育においても、一斉教授法を基本的方法として、そのカリキュラムを自から工夫し実践し、次第に体系化していく背景があったのである。このような経歴の渡辺であったからこそ、千葉女子師範学校において当時の親たちが期待するような裁縫教育をになう女教員の指導ができたのである。（渡辺の年譜を後掲する）

むすびにかえて——今後の課題と展望——

千葉女子師範学校において裁縫教授を担当した渡辺辰五郎の裁縫教育の実際=そのカリキュラムと指導法がどのようなものであったのか、それが伝統的な和裁の技術と方法をどのように近代的教授方法に適合させていったものであるか、などを詳細に跡づけ研究していくのが今後の課題である。そうすることが、日本の裁縫教育が実際に学校教育の中にとりいれられ普遍化していく一つの法則的なありさまを明らかにすることにつながると考えられてくるからである。

なお、ほぼ同時期に仙台で渡辺と同じように仙台師範学校に迎えられ、裁縫教育を担当した朴沢三代治^⑬との比較研究も、日本の裁縫教育の近代化における二つの大きな足跡として、今後追求したいところである。

- 第〔七〕五条 初メテ入場スル者ハ初級トシ一期ヲ終ルコトニ其級ニ応スル所ノモノヲ以テ試験ヲ行ヒ昇級セシム尤モ力アル者ハ此限リニアラス
(但シ試験ハ四月十日本課試験ノ際行フモノトス)
- 第〔八〕六条 裁縫物又板用械即チ針糸等凡テ自弁タルヘシ
- 第〔九〕七条 素行脩マラス醜行ヲ恥チサル等ニシテ再三説示シ改メサルモノハ退〔場〕校セシムヘシ
- 第〔十〕八条 教科左ノ如シ
- 初級 運針ヨリ襦袢一つ身迄单物
- 二級 三ツ身ヨリ四ツ身本裁半天以上裁縫
- 三級 一つ身ヨリ三ツ身本裁以上衿及ヒーツ身結物裁縫
- 四級 本裁衿綿入ヨリ結物三ツ身四ツ身半天裁縫
- 五級 結物衿綿入ヨリ羽織迄
- 六級 衿綿入羽織裁縫
- 第〔十一〕九条 年中休業日及ヒ入校手続等凡テ本校ニ同シ
- 第〔十二〕十条 全科卒業ノ上ハ左ノ証書ヲ授与スヘシ
(省略)

ここでは特に、「縫裁場規則」を定め、11歳以上の女子を集めて初級から六級までの教育内容を組み、3年間の特別の教育を実施している。

裁縫教育の内容をみると、「女児小学教則」においては前述のごとく、運針と部分縫いにまず習熟させ、段階をふんで裁方・仕立方にはいるというように、基礎的技術の習得に重点を置いているが、「天津学校女児小学教則」では、初級の段階で運針を課してはいるものの、すぐに実物を裁縫させることが注目される。また、就業期間が3年間であり、天津学校の独自の教育であることがわかる。

千葉女子師範学校における裁縫教育の開始

この裁縫教育は、ほぼ時を同じくして千葉女子師範学校でも開始され、裁縫教員の養成が行なわれることとなった。

『千葉大学教育学部百年史』によれば、「東京女子師範学校は明治10年まで裁縫を教えていないが、千葉では最初から裁縫を教えている。女子の重要な教養とされていた裁縫を教えないようでは、生徒が集らないことが明らかであったからであるが、同時に、校長那珂通世の見識の所産でもあるだろう。那珂は明治11年11月からは千葉師範学校、千葉女子師範学校、千葉

渡辺は、明治7年（1874）に創設された長生郡の長南小学校に裁縫教員として招かれ、裁縫教育に一斉教授法をとりいた先覚者である。後掲の年譜にみるように、明治7年から7年間にわたって、長南小学校、鶴舞小学校、千葉女子師範学校での裁縫教員在職中に、渡辺式なる裁縫教授法の確立と裁縫教科書を著すなど、裁縫教育の近代化に多大な業績があった。前述のように、千葉県においては、明治6年制定の「小学規則」にすでに裁縫科の導入がなされ、全国に先がけて女子教育の振興がみられる。明治7年から小学校の裁縫教育にたずさわり、裁縫教授法を確立した渡辺の業績が、当然、明治9年に制定された「女児小学教則」に影響を及ぼしたものと考えられるが、今のところ調査が不十分でその確証を得ることはできない。

女児小学の裁縫科設置と教育

この「女児小学規則」が布達されるによよんで、県下の各地の小学校において裁縫科が設置されるが、そのひとつの例として、明治12年（1879）の「天津学校女児小学教則」^⑩（現安房郡天津小学校）がある。先に紹介した「女児小学教則」における裁縫教育の内容を比較してするために、その規則の全文を引用しておきたい。

〔天津学校女児小学教則〕

- 一 課程ノ階級及ヒ習業ノ時限試験進級ノ法等凡テ尋常小学教則ニ同シ
- 一 課程同一ナリト雖トモ女児ノ為メ別ニ裁縫ノ課ヲ設ケ左ノ規則ニ因ラシム

縫裁場規則

第一条 教員ハ本校教頭戸長小学事務掛ト協議シ其任ニ勝ルモノヲ選ミ之レヲ雇入ルルモノトス

第二〔二〕一条 生徒ハ本校女子生徒ノ中大約十一年以上ニシテナレバ学〔課〕科ノ等級ニ拘ラス入場セシムル此科ヲ援クルモノトス（但シ本校生徒ナラサルモ篤志ノ者ハ之ヲ許ス尤モ該生徒ハ滿十四年以下ノ者トス）

第三〔三〕二条 生徒ハ家ノ貧富ニ応シ月々左ノ授業料ヲ納メシム（但シ赤貧ニシテ納ムル能ハサルモノハ此限リニアラス）

一ヶ月三銭 同二銭 同一銭

第四〔四〕三条 故ナク退場スルヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アルトキハ其事由学校事務掛ニ申立許可ヲ受クヘシ

第五条 本校生徒ノ就業スル者中途ニシテ一方ノミ従事スルヲ許サス（但シ本校卒業ノ後チ尚ホ従事セントスル者ハ此限リニアラス）

第六〔六〕四条 生徒在学ノ期ヲ三ヶ年トシ教科ヲ六級ニ分チ每級六ヶ月ノ課程ニシテ一日三時ノ課業トス

- 一 算術 一週六時以下之レニ倣フ
- 一 習字 一週六時以下之レニ倣フ
- 一 裁縫 一週六時以下之レニ倣フ
(裁縫器械雛形ヲ示シ運針縫方ヲ教フ)
- 一 体操

第七級

- 課目は八級と同様
- 一 裁縫(運針縫方ヲ教フ)

第六級 第五級 とも

- 課目は前級と同様
- 一 裁縫(前級ノ如シ)

第四級

- 課目は習字に替って画術が加わる
- 一 裁縫(袖口袖形裙ノ縫方ヲ教フ)

第三級

- 課目は算術に替って数学・記簿法が加わる
- 一 裁縫(前級ノ如シ)

第二級

- 課目は前級と同様
- 一 裁縫(裁方仕立方ヲ教フ)

第一級

- 課目は画術に替って諸科復習となる
- 一 裁縫(前級ノ如シ)

以上のように、女子独自の教科としての裁縫教授内容が示されているのであるが、そこでは雛形を使い運針を主とした部分縫いから始め、それに十分習熟させてから段階をふんで裁方・仕立方を教授するところである。関口氏が指摘するように、「裁縫部分縫いが導入され、縫方ばかりでなく裁方にも及んでいる点は、計画的であり、技術的であり、相当の進歩性を有しているとみられる」^⑩が、後述する渡辺辰五郎の裁縫教育とのかかわりが、どのようにであったのかが注目される。

まず、学制頒布の翌年の明治6年11月制定の「小学規則」には

「女児ニハ上等教科ヲ少シ省略シ紡績裁縫等ノ女工ヲ傍ラ教授スル事アルベシ」(第9章)「男女同等ノ科業ヲ修セシムルト雖モ各別ニ授業スヘシ且常ニ混居セシムベカラズ」(第10章)^④

と、すでに「裁縫科」の導入がなされていることがわかる。全国的にみると、前述のごとく明治8年では、ごくわずかな県でのみ裁縫がとりいれられ、明治10年～11年頃になって裁縫科を女子固有の教科として位置づける県が多くなってくる。その中で、千葉県ではきわめて早く対策の打ちだされたことがわかる。明治10・11年頃にふえてくるのは、当時の封建遺習が男女同席を嫌い、それが就学をさまたげるひとつの原因でもあったことに対する施策であろう。その後、「女児小学教則」として独立した教則が定められるのは、明治9年の「小学定制」^⑤である。ここでは第一条に「小学校ハ年齢満六年ヨリ満十四年迄ノ男女ニ普通ノ学科ヲ授クル所ナリ」と規定され、尋常小学教則と女児小学教則の二つに分けて定められた。そして女児小学教則のうち下等小学教則は、「尋常小学ノ教則ニ同シ」として、とくに女子に対する教育内容は別枠で考えられていないが、上等小学には「裁縫」が設けられ、「一週六時以下之レニ倣フ」として「裁縫器械雑形ヲ示シ運針縫方ヲ教フ」と教授内容が組まれている。この「女児小学教則」^⑥は、千葉県において女児のための教則が定められた最初の例である。その内容をみると、学制の理念を生かして男女同一内容を志向しながらも、現実の要求に応えつつ、就学を督促したいという狙いから裁縫を導入したことがよくわかる。

ここで、教育内容と裁縫に関する規定を紹介しておく。

女児小学教則

上等小学教則（明治9年5月19日）

- 一 上等小学ノ生徒ハ十年一月ヨリ満十四年迄即チ在学四ヶ年トス
- 一 上等小学校ハ下等小学校卒業ノ生徒ヨリ進ムヲ法トス
- 一 課程ノ階級及ヒ習業ノ時月試験進級ノ法ハ下等小学ニ同シ
- 一 每級問答輪講ノ課ハ其級ニ於テ学ヒタル書籍ヲ用フ因テ別ニ書名ヲ掲ケス
- 一 四級以上ハ習字ノ課ヲ置カス作文ノ課ニ於テ書法ヲ論スヘシ

課目

第八級

- 一 読物 輪説 一週六時以下之レニ倣フ
- 一 問答 一週三時以下之レニ倣フ
- 一 作文 一週三時以下之レニ倣フ

である。^⑧

学制に対する積極的姿勢でのぞんだ三県時代を前提として、新しい千葉県は、行政組織をとのえ学校設立に力を注いだ。その積極的施策によってか、下記の表3にみるとおり、明治6年の公立小学校は405校、明治7年は805校と学校数は非常に多い。明治6年の405校は関東では一位であるし、全国でも上位である。また表4にみると明治8年(1875)の790校は全国第二位である。このことからみて、その内実は別として数の上では非常に先進県であったといえよう。とはいっても、上述した通り、学制期の公立小学校への生徒就学率は全国的に極めて低い。表5にみるとおり、千葉県の場合も全体で30~40%であり、特に女子は低く10~20%程度である。

表3 小学校数の推移

年次	千葉県		全国	
	公立	私立	公立	私立
6	405	1	7.998	4.599
7	805	4	17.696	2.321
8	790	100	21.988	2.237
9	902	2	23.487	1.460
10	917	2	24.281	1.178
11	750	3	25.394	1.190
12	731	13	26.710	1.315

注) 『千葉県教育百年史』より

表5 学制期における就学率の変遷(千葉と全国の比較)(%)

年	千葉県		全国		計	
	男	女	男	女	千葉県	全国
6	42.9	10.7	39.9	15.1	28.2	28.1
7	46.5	10.8	46.2	17.2	29.7	32.3
8	53.6	13.2	50.8	18.7	35.7	35.2
9	61.7	20.7	54.2	21.0	42.7	38.3
10	58.6	18.7	56.0	22.5	39.7	39.9
11	57.0	17.0	57.6	23.5	37.8	41.3
12	56.6	17.1	58.2	22.6	38.0	41.2

注) 『千葉県教育百年史』より

そのため、女子の就学率を上げることが、全体の就学率を向上させることに直結すると考えられ、柴原県令の就学督励に基づき、県および学校の教則に女児小学教則の制定や、裁縫科の設置がみられることになった。女子就学対策も真剣にとりあげられたと見られる。

いがあり、模索と試行錯誤の時代であったといえよう。

明治6年（1873）6月15日、それまでの木更津・印旛両県が合併して新しく千葉県が誕生した。明治8年（1875）5月、新治県が廃止となり、その一部であった香取・海上・匝瑳の三郡が千葉県へ編入となり、一方、葛飾・相馬の一部および猿島・結城・岡田・豊田、四郡の全部が茨城県へ、葛飾の一部が埼玉県へ管轄替えとなつた。これが現在の千葉県へと続いているの

表4 県別小学校数（公立のみ）明治8年 ※公立小学校より私立が多い県

県名	公立小学校	県名	公立小学校
東神奈川	※ 105 425 300 701 (790) 273 494 656 270 677 357 258 656 350 541 581 174 285 205 238 637 354 280 362 170 344 765 722 ※ 18 416 357 657 147 325	島浜山愛長佐三熊福小新新長若置鶴柏宮磐福山秋青岩磐宮大	根田口媛崎賀瀬本岡倉鴻川野松賜岡川城前島形田森手井崎分
埼玉			
和歌山			
兵庫			
豊岡			
香川			
名東			
高知			
広島			
北条			
鳥取			
		全国公立	21,988
		全国私立	2,237
		明治9年	
		全国公立	24,281

注)深谷昌志『良妻賢母主義教育』による

裁縫ハ細工物及ヒ容易ナ外国ノ方法ヲ授ク

以上のように、女子就学の不振という事態の中で、裁縫科設置の要求はかなり広範囲にあらわれ、それに対応する対策が各県において急速にとられたと思われる。その中で裁縫は女子教育固有の教科として位置づけられ、こうして、明治12年(1879)の教育令においては「女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」^④と定められることになった。さらに明治14年の小学校教則綱領によって明確な位置づけがなされ、「殊ニ女子ノ為ニハ裁縫ヲ設クルモノトス」^⑤として教育課程に「裁縫家事経済」が設けられ、「家事経済ヲ授クルニハ民間日用ニ応セシコトヲ要ス」としたのである。ここに男女同学の観念的な理想論から出発した女子教育が、現実のきびしい社会経済的条件、いまだ封建的な男女観、教育観にその実現の道をはばまれ、形の上では逆行的な、裁縫科中心の江戸時代の教育へとフィードバックする事態が生まれたのである。

3 千葉県における女子教育と裁縫教育

学校教育の開始と女子教育の不振

房総三県が千葉県としてまとまる以前の木更津・印旛・新治三県の時代に、学制はどのように受けとめられたのであろうか。千葉県教育百年史を参考みてみよう。まず木更津県では明治5年(1872)11月15日付をもって、県内の戸長・副戸長あてに学制の趣旨徹底とその実施計画を通達している。^⑥ そこでは、「被仰出書」の一部を引用して、学問の重要性を強調するとともに、「由テ被仰出候学制ニ基キ管下ニ中小ノ学区ヲ分チ士族農工商婦女子ニ至ル迄凡ソ人ノ営ム処ノ事業ヲ普ク學習セシメン為メ多數ノ小学ヲ設立スヘキ目途」であると、学制に対する積極的姿勢を表明し、次のような具体的計画を発表している。

- さしあたって戸数300戸人員1500人内外を一小学区とし、一区毎に小学一校を設立すること。
- 小学校の場所はさしあたり最寄の寺院または民家等を利用すること。
- 費用は別紙基準によって割当て毎日集金し、生徒の受業料とあわせて書籍器械等の購入、教員並学区取締の給料、薪炭油筆紙墨等の費用にあてるこ。
- 教授人はそれまでの学校の教官あるいは私塾家塾等で教導をしていた者の中から篤実で生徒の指導のうまい者をえらんで採用すること。

学制に対してのこうした積極的な受け止め方は、印旛・新治両県も同様である。特に印旛県が管内葛飾流山に模範小学校を設けて教員養成を計画し、それまでの寺子屋師匠等の教員希望者に新しい教授法の実施講習をよびかけている点は注目に値する。^⑦ とはいえ、木更津・印旛・新治三県時代の教育は、学制理解の方向、実施の手順、政策の力点などの面で微妙なちが

輪講 譜記
 裁縫 運針法ヲ授ク
 口授 唱歌、容儀、體操
 第一年 第二期 第七級
 第八級ト同ジ、裁縫ハ和洋襦袢類ヲ授ク
 第二年 第一期 第六級
 前級ニ同ジ、裁縫ハ單衣類ヲ授ク
 第二年 第二期 第五級
 前級ニ同ジ、裁縫ハ綿入類ヲ授ク
 第三年 第一期 第四級
 前級ニ同ジ、裁縫ハ袷衣類ヲ授ク
 第三年 第二期 第三級
 前級ニ同ジ、裁縫ハ羽識類ヲ授ク
 第四年 第一期 第二級
 讀物、數學、畵畫、作文、輪講、譜記、裁縫（袴ヲ授ク）口授、唱歌、容儀、體操
 第四年 第二期 第一級
 前級ノ外ニ最後ニ諸科復習ヲ加フ

暑 半 期		月～土
自 6 時	至 6 時30分	讀 物
自 6 時30分	至 7 時10分	輪 講
自 7 時10分	至 7 時30分	譜 記
自 7 時30分	至 8 時	文 作
自 8 時	至 9 時	術 算
自 9 時	至10時	字 習
自10時	至12時	縫 裁
寒 半 期		月～土
自 8 時	至 8 時30分	讀 物
自 8 時30分	至 9 時10分	輪 講
自 9 時10分	至 9 時30分	譜 記
自 9 時30分	至10時	文 作
自10時	至11時	術 算
自11時	至12時	字 習
自12時	至 1 時	課 放
自 1 時	至 2 時	縫 裁

年頃になると、男女別教育を採る県がふえてくるのである。ここに、学制を理念的に理想的に掲げた為政者側の教育観と、民間の実態に即して施行していかなければならなかつた各府県の当事者たちの教育観に、ずれと矛盾が生じてくる。『文部省年報』には、各県から報告された「将来教育進歩ニ付須要ノ件」が記載されており、各府県が採った女子教育の重点政策の方向をうかがうことができる。

島原半島や小諸島をかかえた長崎県では、東北地方の諸県と同様に女子の就学率が低かったが、明治11年1月23日付で、文部省に対して伺書を提出している。当時の女児小学の実態がわかる資料なので引用してみる。^⑧

長崎県女児小学教則

(明治11.1.23)『文部省日誌』抜粋

是迄本縣女児ノ儀ハ普通小學科ノ傍裁縫ヲ教へ或ハ別ニ女學校ヲ設ケ適宜ノ科業ヲ定メ十歳以上ノ者ハ其望ニ任カセ入學差許來候處固ヨリ一般ノ學規ニ非ル故到處其趣ヲ異ニシ又宜シキヲ得サル廉モ有之候ニ付更ニ別冊ノ通女児小學教則及試業法相定便宜施行致度

小學ハ普通ノ學科ニシテ學齡ノ子女教育ヲ同一ニスルハ一般ノ通法ニ候へ共女児ノ小学課程ヲ卒ルヤ既已ニ嫁期ニ近ク故ヲ以テ中途退學シテ自家ノ政務ニ從事スル者往々不少畢竟然ル所以上ノモノハ萬來ノ慣習自然ノ情勢亦強ニカラザル儀ニ付寧上等小學科ニ至リテ折衷斟酌女子適應ノ教科施行致候ハ、自然日用ノ効驗ヲ顯ハシ随テ中途退學ノ弊モ相脱シ可申ト存候

女児小學教則例言

第一條

此教則ハ下等小學卒業ノ女児ニ便宜教授スル為メ設クル所ニシテ、上等小學科ヲ折衷シ此ニ裁縫ノ一科ヲ加ヘルモノトス

第十二條

裁縫ノ課程ハ順序ノ大概ヲ示スモノナレハ學校ノ便宜ニ依リ其傍袋物押繪縫繡絲績組物織物絞物養蠶等ノ科業ヲ教フル事アルヘシ

一女児小學科ハ女児ノ尋常下等小學全科ヲ卒ヘタルモノニ便宜教授スルモノトス

女児小學教則

第一年、第一期、第八級

讀物 日本地誌要略卷ノ一及七陸軍文庫日本略史卷ノ一二ヲサズケモツテ地圖ヲ示ス

數學 犁ニ下等小學校ニ於テ學修シタルモノヲ修習セン

習字 練字楷書ヲ授ク

作文 書簡ヲ綴ラシム

民にとって必要な学力は、いわゆる「読み、書き、そろばん」の日常的な学力であり、女子には裁縫等の実科的教養であった。加えて、教育する側から考えてみると、女子教育を考慮する教育家も乏しく、まして女子教員においてはその養成機関も極めて少なかった。

このような女子教育不振の状況下にあって、各府県では、全体の就学率を高めるために一層の奨励と告諭等に努力をつくしたが、とくに女子の就学率をいかに高めていくかが最大の問題であったと思われる。前表、表2にみるとおり、女子の就学率が明治9年（1876）において3.0%と、全国最下位であった秋田県下の女子不就学の状況を、文部権大書記官、中島永元は次のように述べている。

「茲ニ女子教育ノ一項ヲ設ケテ特ニ其景況ヲ開陳スルモノハ此項ノ本縣學事上ニ於テ著ルシキ關係ヲ有スレハナリ夫レ女子ハ所謂家庭ノ教師教育ノ母タル可キ者ナレトモ其教育ヲ度外ニ置キ之ヲ顧サルノ父母多クシテ現ニ縣下ノ學齡女子五万一千一百五十一名中其學ニ就クモノ僅ニ一千五百四十五名ニ過キス而シテ人口稠密ノ都邑ニハ一二ノ女學校アリト雖僻陬ノ地ニ至リテハ女生徒アル學校ヲ見ルコト甚空ナリ然リト雖此ノ如女子就學ノ寥々タルハ單ニ人民ノ矇昧ニシテ教育ノ何物タルコトヲ辨知セサル故ノミナラス或ハ學則ノ民情ニ適切ナラサルニ因ルモ亦未タ知ル可カラサルナリ何トナレハ某地ニ於テハ父母ノ其女子ヲ男女混坐ノ學校ニ入ルコトヲ嫌ヒ其村ニ於テハ小學教則中ニ裁縫ノ課目ナキヲ以テ假令算術讀書ノミニ通スルモ嫁後一家ヲ經理スルノ術ニ迂遠ナレハ小學ニ入ラシメンヨリ寧ロ父母ノ傍ニアリテ裁縫ヲ學ハシムルニ如カスト言ヘル如キ者アリテ多クハ其女子ヲシテ學ニ就シメサルヲ以テナリ加之該地方從來ノ慣習ニ於テ女子齡十年前後ニシテ始メテ入學セシムルヲ以テ假令學ニ就カシムルモ未タ下等小學科ヲモ卒業セサル間ニ笄期已ニ迫リテ退學セシメサルコトヲ得ス而シテ其學習スル所ヲ驗スレハ或ハ歐羅巴ノ地理ニ通スルモ却テ己レノ衣服ヲモ裁縫スルコト能ハサル者アリ故ニ世ノ父タル者或ハ今日ノ學則ハ實際ニ迂ナリト誹議スル有ルモ豈其理ナシト為ンヤ」^②

このような状況を示す文書は、『文部省年報』や『文部省日誌』によって他県にもみることができる。これらの中には、前述したような女子教育不振の起因理由があげられ、裁縫科導入の必要性が述べられている。

女兒小学と裁縫教育の開始

これらの要求をふまえて、各府県でも女兒小学教則をととのえて裁縫教育課程を設けたり、裁縫を重視する傾向が生まれてきた。

かくして、男女平等思想の下に男女同一教則で始まった小学校教育であったが、明治10・11

表1 全国就学率の推移（明治6～明治12）（%）

	男	女	平均	就学児童中の女子比率
明治6	39.90	15.14	28.13	25.58
7	46.17	17.22	32.30	25.56
8	50.80	18.72	35.43	25.32
9	54.16	21.03	38.32	26.25
10	55.97	22.48	39.88	27.09
11	57.59	23.51	41.26	27.30
12	58.21	22.59	41.16	26.28

注) (『日本近代教育百年史』より)

表2 府県別女子就学率(明治9) 方では、そのまま低い就学率となって現われていることがわかる。② これらは、当時の地域による経済的、文化的状況の不均等発展が著しかったのに加えて、政治的変動期に特徴的な、地域教育行政担当者の政策的意志、あるいは熱意における顕著な差異がみとめられるからである。

このような地域格差のほかに、当時においては性による就学普及度の格差が甚しかった。女子に学問は不要であるばかりか、かえって不幸をもたらすという差別的女性観の社会慣習的支配を反映していて、女子の就学状況は不振を極めたといってよい。

この女子不振の原因については、多くの人たちによって指摘されていることであるが、千葉氏は以下のように指摘している。③ 第一には、封建的な女性観を払拭しきれない時代状況にあったこと、第二には、教育の機会をめぐる男女平等の教育観が未成熟であったこと、第三には、当時の地域経済、家庭経済の窮乏状況が、学齢児童を家事労働あるいは子守奉公のかたちでの労働力として期待していたこと、第四には、教育内容の非実用的性格である。

江戸時代以来の女性観は、新しい時代になって新制度が始まったからといって急に変わりうるものではなく、むしろ男女共通の科目は、生活遊離の教育内容への抵抗となって、学校に対する不信感は相当強かったと思われる。当時の一般庶

	女子の就学率	男子100に対する女子就学率
東京	54.3	86.0
神奈川	36.4	57.9
埼玉	18.4	30.7
群馬	30.3	44.6
栃木	20.8	33.7
茨城	16.0	28.5
栃木	29.5	43.8
山梨	33.4	42.2
愛知	22.3	39.6
静岡	31.2	49.9
石川	20.8	35.8
岐阜	33.0	51.2
三重	19.9	40.0
大阪	52.0	79.4
京都	40.9	66.3
滋賀	33.9	48.5
堺	32.4	47.1
和歌	10.4	28.5
兵庫	24.3	52.7
高知	11.4	25.5
広島	14.2	35.9
岡山	28.1	46.9
島根	14.5	27.1
山口	17.0	30.9
愛媛	17.0	38.0
長崎	8.6	21.2
鹿児島	16.0	21.2
大分	16.0	29.9
福岡	13.0	27.5
新潟	10.9	22.6
長野	43.6	54.3
山梨	14.6	26.5
宮城	8.0	13.5
福島	29.5	45.0
秋田	3.0	9.5
青森	4.7	14.9
岩手	14.6	28.3
全国平均	21.0	38.7

注) 深谷昌志『良妻賢母主義教育』より

た広義の「手芸」であった。^⑯

「学制」による小学校教育は、明治5年9月に「小学教則」が発布され、次いで翌6年5月に「小学教則改正」が発表されてから本格的に施行されたが、各地に設置された小学校の大半は、8年制の男女共通教育を内容とした尋常小学校であった。深谷氏による「小学教則」の調査によれば、明治8年、9年頃は全国の65%～85%にあたる県で男女同一教則が実施されている。^⑰

一方、女児小学は、公立学校の全体からみると0.4%であって、ごく少数であった。学制初期から男女別教則を採用しているのは、東京、大阪、京都などの大都市と旧藩城下町であった。このことは、東京、大阪などでは学制以前、寺子屋などが普及していて女子教育が盛んであったこと、また当時創設された女紅場^⑱組織が充実していて、それゆえ、女子に対する教育期待の高かったことを示している。また、城下町の場合は、東京、大阪などとはいわば逆の形で、何よりも女性を蔑視ないし差別する旧来の社会慣行が依然として根強く支配していて、容易に男女共学を実施できる状況下になかった側面を示している。しかし全体的にみれば、明治初期においては、学制の男女同一教則の理念はほぼ現実に生かされていたことになる。

このように実施され始めた小学校であったが、当時の社会においては旧城下町のみならず、一般的に教育の機会をめぐる身分的差別、男女差別は依然として存続していた。その端的な現われは、小学校の就学率にみることができる。就学率については、『日本近代教育百年史』^⑲によって述べてみたい。

表1は、全国就学率の男女格差を表わしたものである。これにみるとおり、「学制」実施初年度の明治6年(1873)で、男子39.90%、女子15.4%、平均28.13%であり、小学校が今日の校数とほぼ同数に達した、すなわち、初等教育の施行が一応全国規模に及んだと考えられる明治8年(1875)で、男子50.80%、女子18.72%、平均35.43%に過ぎなかった。この点で注目しなければならないのは、全体として就学率が低いというだけではなく、学制発布後3年にして、男子の就学率はすでに五割に達しているのに、女子は二割にも満たない点である。また、この表にみると、全国平均値で就学児童総数中の女子の比率は、ほぼ25%程度に過ぎない。つまり、就学児童4人のうち3人までが男子で、女子はようやく1人ということである。

表2は、これを明治9年(1876)に限って、県別に表わしたものであるが、男子100に対する女子就学率のもっとも高いのが東京、次いで大阪、京都、神奈川、堺であり、低い順から秋田、宮城、青森、新潟、長崎である。このことは、明治以前から寺子屋教育が盛んで、女子の進学者も多かったところは高い就学率を示し、東北および九州などの女子教育の遅れていた地

えて、母親の教養がその子どもの将来を左右することを強調し、小学校において普通教育を受けることの重要性を述べているのである。この二つの公文書にみる限り、当時の為政者が女子教育を重視したことは事実であり、また、女子学生の米国留学^⑩ や官立女学校^⑪ の設置などを加えれば、学制初期に政府が女子教育にかなり意欲的であったことがうかがわれる。^⑫

また、女子教育振興の背景のひとつに、明治6年、文部省に招かれて来日し、女子教員養成問題等についての提案をした、ディヴィッド・マレー (David Murray) の功績があり、その結果、師範学校が各地に設立されたのである。^⑬

さらにまた、当時女子教育振興のもっとも大きな背景になったのは、明治6年にキリスト教が解禁されてから、それを機として明治13年頃までに諸府県に創設されたミッション系の女学校であった。^⑭

ともかくも、「学制」によって示された女子教育の理念は、女子の初等教育のみならず、中等教育、師範教育まで進展をみるとことになったのだが、その就学率は微々たるものであった。すなわち当時の社会の根強い封建遺制や経済的条件が、教育における男女の平等を一挙に実現することを許さず、女子教育が政府の意図するようには急激に前進する事態には至らなかったのである。ちなみに、『文部省年報』の統計にみる明治6年(1873)の小学校における全国就学率は、男子39.9%に対し、女子はわずか15.1%にすぎなかった。小学校における男女就学率の不均衡がほぼ解消されるまでには、その後約40年の歳月を必要としたのである。(就学率については後に詳しく掲げる)

小学校教育の開始と女子教育の不振

このように理念の規定の上では男女平等ともとれる普通教育の出発点である小学校は、実際にはどのようなものであったのだろうか。「学制」では、小学校に関して次のように規定している。

「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ」^⑮

「女児小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」^⑯

つまり、小学校では尋常小学校とは別に、「女児小学」の設置を認め、女子のみの教科として「手芸」を規定した。この「手芸」は、明治11年に制定された東京府や和歌山県などの小学教則によると、「裁縫術ヲ専ラニスト雖トモ傍ラ行儀作法ヲ教フヘシ」(東京府小学教則 女子尋常科)や、「裁縫紡績等ノ事ヲ教フヘシ」(和歌山県公立小学教則)^⑰ とあることから、現在の手芸を意味するのではなく、裁縫や紡績、編物、袋物など、女性の受けもつ手技手業の一切を含め

ないものとさえ考えられていたといえる実状であった。

つまり、女子は学問よりはまず裁縫とみる一般の通念を反映していた。江戸時代の裁縫は、関口氏が明らかにしているように、「婦巧の一つではあったものの、婦徳にも婦容にも婦言にも、実効が求められた学習分野であって、人間の全面発達を目的とした総合性をもっていた。当時の女子と裁縫の関係は密接不離の状況であり、女子である者は、日常生活に欠くことのできない実用的技術として、女子教育の重要な内容そのものであった」^⑧

ゆえに、家庭教育のみならず寺子屋教育においても、裁縫は女子の重要な学習として教えられたのである。また、読書や手習本でも男子と区別するところが多く、女訓書や往来物などがその中心であった。

以上のような寺子屋の状況が、明治初期の小学校における就学率や、「女児小学」の教育内容にそのまま引きつがれていく。

2 学制期の女子教育

女子教育の振興

以上のような江戸時代の女子教育の実状から考えると、上述の「学制」で示された四民平等、男女平等の原則は、文言でみる限り飛躍的進歩であるが、はたしてそれが言葉どおりの理想的な目標を目指したものであったのか、あるいはそれは目標でしかなく、現実は「富国強兵」策に従属した現実追随的なものであったのか、その点を見きわめることが大切であろう。

では、どのような理由から女子教育の振興がとられたのであろうか。「学制」頒布にさきだって、文部省から太政官に提出した、学制実施の順序によれば、第一は小学校、第二は師表学校、第三に「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事」として女子教育を指令し、さらに次のように解説している。

「人間ノ道男女の差アル事ナシ男子己ニ有学女子学フ事ナカル不可且人子学問ノ端緒ヲ開キ其以テ物理ヲ辨フルユエンノモノ母親教育ノ力多キニ居ル故ニ博ク一般ヲ論スレハ其子ノ才不才其母の賢母ノ賢不賢ニヨリ既己ニ其分ヲ素定スト云ヘシ而シテ今日ノ女子後日の人ノ母ナリ女子ノ学ヒサル可ラサル義誠ニ大イナリトス故ニ小学ノ教ヲ敷キ從来女子不学ノ弊ヲ洗ヒ之ヲ学ハシムル事務テ男子ト並行セシメンヲ期ス是小学ヲ興スニ就テ第一義トス」^⑨

これによれば、人間として男女の差はないのだから教育は女子にも必要である、特に、女子は母となり将来子どもに与える影響は大であるから、なお教育を受けなければならない、という論旨である。この条項においては、前述の「被仰出書」にみた男女平等を標榜したことに加

験へと伝えられる個別教育にまつべきであり、家庭がその中心的教育の場所であるという点では、相通するものであった。

もちろん、上流階級の公家や武家の子女は、家庭教育において、読書、習字、和歌、女礼、弾琴、生花、点茶などを学んだほか、日常の言語、動作、服装、飲食等に至るまで、町人とは違うように厳しく躾けられた。それに対して、農家、町家などの一般庶民の場合は、わずかに限られた少数の女子が、寺子屋等で読み書きの手ほどきを受けたり、お針師匠やお針屋、生花、茶湯、音曲、舞踊などの師匠について学んだり、また家庭において祖母、母などから日常的に伝承的に教えられるのが普通の形態であったが、ときに武家や大商人の家庭に行儀見習として奉公して、女の道を修業したのであった。^④ それらの中でも、すべての女子に重視されたのは、裁縫、すなわちお針の業を身につけることで、お針に上達することは当時の一般女子にとって、もっとも大切な修業であった。

その社会経済的背景として、江戸時代は、のちに小商品生産の発達を見るのであるが、基本的には“米づかい”の経済といわれるよう、農業生産を中心とする自給自足の経済社会であり、そこでは衣食、とりわけ衣は、自からがつくり、裁ち、縫うものであった。常見氏によれば「紡ぐこと・績むこと・染めること・織ること、つまり糸取り、糸繰り、砧打ち、布染め、苧績み等の一連の仕事は家庭の女性が担当した仕事であった。その技術を修業することが女子の躾を意味する「織り縫いの業」・「染め縫いの業」であった」^⑤

女子のための寺子屋は、^⑥ ようやく元禄時代（1688～1704）の頃からみられるが、習字、裁縫、挿絵など、きわめて限られた少数の教科を教える教育施設であった。それが一層多くの教科目を用意するようになり、こうした施設が世間一般に普及するようになるのは、江戸時代も末期の文化・文政（1804～1829）の頃からである。この寺子屋に通った女子は、大都市の江戸を中心とする関東地方において多くみられるが（多いといっても、男子の寺子数を100とみて、女児は42%であった）^⑦ 全国的にみると非常に低く、北海道、東北、とくに、地方城下町において寺子屋に通う女児は少なかった。

このことは、江戸中期以降、小商品生産の発達から、女子の労働力も期待され、女児にも読み、書き、算盤についての知識と熟練が要請されたこと、また、庶民の経済生活にゆとりが生じ、女子にも教養を与える必要と要求がうまれてきたこと等があげられる。しかし、地方都市の城下町では、庶民の女児に文字を習わせる必要がほとんど感ぜられず、まして、茶や活花など女性のたしなみとしての教養を、わざわざ身につけさせる生活上のゆとりなど、まったくくなかったところに基因があるとみることができる。また、郷村（農山漁村）においては、男児100に対して女児は5にみたない程で、女児の文字教育は、まったく放棄されていたか、望ましく

この明治初期の女子教育の背景にあったのが、歴史的事実として江戸時代の女子教育であることは否定できないところであろう。この両者が、どのような関係で連続と非連続のつながりをもつものであるか、それ自身、日本の近代教育全体がおった一つの研究テーマであるが、そのような問題意識をもって本小論をすすめていきたいと思う。

江戸時代の女子教育

周知のように、江戸時代は、領主権力を頂点として構成される幕藩体制の維持・存続をはかった士農工商の身分制度と、その身分制内における家父長制度の二重の支配体制がとられた社会であった。その封建社会では、儒教が社会教化の中心として奨励されていたから、儒教的道徳観がすべての物の見方を左右していた。当然、教育の上でもこれが重視され、当時の女性観はこの点から規制され、社会および家庭生活全般に大きな影響を与えており、したがって女子教育の基礎を形成していた。

この儒教的女性観の中心特色は、「女性の活動の天地は家にあり、母たり妻たることによってのみ、女子の使命は果される」となす点にあり、「家のために奉仕すべきこと」^②が強調される点にある。それゆえ、女子教育においては、家にあって内を治め、家の存続のために専念する主婦としてのるべき姿を、その精神的な基盤とともに教えこむことが目標とされた。

このことは、当時、家庭教育や寺子屋教育で盛んに使用された「女子教訓書」の内容に、明らかに認めることができる。中でも『女今川』・『女実語教』などの女訓書のあとをうけて出現し、近世後期から近代にかけて、女子教育界に深甚な影響をおよぼしたのが、女子教育の指針として名高い『女大学』である。^③ いわゆる三従の教え（一に父の家にありては父に従い、二に夫の家にゆきては夫にしたがい、三に夫死しては子にしたがう）と、婦徳（婦人としてかたく守らねばならない諸徳）・婦言（婦人が日常につかうべき言葉づかい）・婦容（婦人にふさわしい身だしなみ）・婦巧（書道・和歌・裁縫・紡績など、婦人が身につける技芸や教養）の四行が、嫁ぐまでの準備教育として徹底的に教えこまれたのである。

以上のように、女子の任務を“家”の中に埋没させることから出発した女子教育の主眼は、知識としての教育ではなく、裁縫、紡績、作法等の実科的教養にあって、齐家に役立つ実際的な訓練や躰をすることであった。ここに江戸時代の女子教育の特色をみることができる。この特色は、「学制」以後の家事・裁縫教育にも通ずるものである。

前述のごとく、江戸時代は身分制に基づく階級社会であって、その人々が属する社会階層によって女子（主婦）の任務と仕事の内容は異なった。したがって、武士の妻と庶民の主婦が身につけるべき教養は異ならざるを得なかったのである。とはいえ、武士の場合も庶民の場合も、実科的教養の教育という点では共通性があり、しかもそれは、家庭の内部において体験から体

明治初期の女子教育と千葉県の裁縫教育

高野俊

はじめに

本小論は、日本における女子教育のひとつの獨自的な対象である裁縫教育の成立の歴史的背景と、その端緒的成立の様相を以下の観点から概観しようとするものである。

第一に、江戸時代における女子教育との関連において、第二に、近代学校教育の理念を最初に示した「学制」の小学校教育、とりわけその中の女児小学との関連において、第三に、一斉教授法を原則とする近代学校教育における裁縫教育の成立と発展において、その基礎的形態はどのようにであったのかをみることを意図するものである。

1 学制以前の女子教育

学制にみる女子教育の理念

わが国の近代学校制度とその教育は、明治4年(1871)に文部省が設置され、翌年、明治5年(1872)の「学制」頒布によって第一歩を踏みだした。女子の公教育の出発も、この「学制」に起点をみることができる。太政官布告文として公布された「被仰出書」には

「自今以後一般の人民(華士族農工商及婦女子)必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり」

と述べ、また「高上の学ニ至ては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」^①

と示され、四民平等思想のほかに男女平等思想の上にたって、学問の機会均等であるべきことが明確に述べられている。従来、女子の社会的地位は極度に低く、「女子に学問は弊あること」として制度の外におかれてきたのであるが、ともかくも公教育として制度化されて女子教育普及への第一歩が踏まれたことは、女子教育史上において画期的な意味をもちえたとみるとができる。